株式会社SHIFTグロース・キャピタルとの吸収分割に係る 会社法第794条第1項に基づく事前開示書面

> 東京都港区麻布台一丁目3番1号 株式会社SHIFT 代表取締役 丹下 大

当社は、2025年10月14日付で株式会社SHIFTグロース・キャピタル (以下、「吸収分割会社」といいます。)との間で締結した吸収分割契約に基づき、2025年11月30日を効力発生日として、当社が吸収分割会社の保有する株式会社 KINSHA の株式の保有事業に関する権利義務を承継する吸収分割(以下、「本件分割」といいます。)を行うこととしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条の規定に定める事項は、下記のとおりです。

- 1. 吸収分割契約等の内容 別紙「吸収分割契約書」のとおりです。
- 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあっては、 当該定めがないこと)の相当性に関する事項

当社と吸収分割会社とは、完全親会社と完全子会社の関係にあるため、本件分割に際して株式の割当てその他一切の対価の交付はありません。なお、本件分割による当社の資本金の増加はありません。

- 3. 会社法第758条第8号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項
 - イ.会社法第758条第8号イに掲げる行為をする場合において、会社法第171条第1項 の決議が行われているときは、同項各号に掲げる事項

会社法第758条第8号イに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

ロ. 会社法第758条第8号ロに掲げる行為をする場合において、会社法第454条第1項 の決議が行われているときは、同項第1号及び第2号に掲げる事項

会社法第758条第8号ロに掲げる事項を定めていないので、該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての 定めの相当性に関する事項

吸収分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、当該事項についての定めは ありません。

5. 吸収分割会社(清算株式会社及び清算持分会社を除く。)についての次に掲げる事項 イ. 最終事業年度に係る計算書類等(最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の 成立の日における貸借対照表)の内容

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりです。

- ロ. 最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割会社の成立の日。 ハにおいて同じ。)後の日を臨時決算日(二以上の臨時決算日がある場合にあっては、最 も遅いもの)とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容 当該臨時計算書類はありません。
- ハ. 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況 に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日後吸収 分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあって は、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

以下の通りでございます。

株式会社 SHIFT グロース・キャピタルによる株式会社 KINSHA の株式取得

株式会社 SHIFT グロース・キャピタルとバリストライドグループ株式会社との吸収分

割

6. 吸収分割会社(清算株式会社又は清算持分会社に限る。)が会社法第492条第1項又は第658条第1項若しくは第669条第1項若しくは第2項の規定により作成した 貸借対照表

吸収分割会社は清算株式会社又は清算持分会社ではないので、該当事項はありません。

- 7. 吸収分割承継株式会社についての次に掲げる事項
 - イ. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日(最終事業年度がない場合にあっては、吸収分割承継株式会社の成立の日)後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容(吸収合併契約等備置開始日後吸収分割の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。)

金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET) により閲覧可能な有価証券報告書に記載の「重要な後発事象」に記載の事項 と以下の通りでございます。

当社子会社 (DICO 株式会社) による株式会社モズーの株式取得 (子会社化) および事業 の継承

株式会社インフラトップの全事業(教育事業および人材関連事業)を吸収分割により継承する新設会社の株式取得(子会社化)

株式分割及び定款の一部変更

海外子会社設立

譲渡制限株式ユニット制度に基づく自己株式処分

子会社設立

組織再編(当社子会社間の吸収合併および当社子会社株式の移転)

当社子会社の吸収合併

株式会社ライズ・コンサルティング・グループの株式取得(持分法適用会社化)及び資

本業務提携契約締結

株式会社メディアドゥとの資本業務提携

コムウェア株式会社との資本業務提携

当社子会社(ALH 株式会社)によるクリブネット有限会社の株式取得(子会社化) 当社子会社(ALH 株式会社)による株式会社データウェイ・システムズの株式取得(子会社化)

ロ 吸収分割承継株式会社において最終事業年度がないときは、吸収分割承継株式会社の 成立の日における貸借対照表

当社は最終事業年度があるので、これに該当しません。

8. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務(会社法第799 条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負 担する債務に限る。)の履行の見込みに関する事項

当社および吸収分割株式会社のそれぞれの資産および負債について、本吸収分割の効力発生日以後における両社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても両社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、両社が負担すべき債務については履行見込みに問題ないものと判断しております。

9. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項 変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以上

【別 紙】

- 1. 吸収分割契約書(写)
- 2. 株式会社SHIFTグロース・キャピタルの最終事業年度に係る計算書類等
 - イ. 貸借対照表
 - 口. 損益計算書
 - ハ. 株主資本変動計算書
 - 二. 個別注記表
 - ホ. 事業報告
 - へ. 監査報告書謄本

吸収分割契約書

吸収分割承継会社 株式会社 SHIFT (以下「甲」という。) 及び吸収分割会社 株式会社 SHIFT プロース・キャピタル (以下「乙」という。) は、乙の株式会社 KINSHA 株式保有事業 (以下「本件事業」という。)の吸収分割(以下「本件吸収分割」という。)に関し、以下のとおり契約を締結する。

(吸収分割の方法)

- 第 1 条 甲は、吸収分割により、乙から第5条に定める乙の本件事業に関する権利義務(以下「本件権利義務|という。)を承継し、乙は甲にこれを承継させる。
 - 2 本件吸収分割の当事者の商号及び住所は、以下のとおりである。
 - (1)甲:吸収分割承継会社

商 号 : 株式会社 SHIFT

所在地: 東京都港区麻布台一丁目3番1号

(2) 乙:吸収分割会社

商 号 : 株式会社SHIFTグロース・キャピタル

所在地: 東京都港区麻布台一丁目3番1号

(吸収分割の効力発生日)

- 第 2 条 本件吸収分割の効力発生日は、2025年11月30日とする。
 - 2 本件吸収分割の効力発生日の前日までに吸収分割に必要な手続を遂行できないとき は、甲乙協議決定の上、これを変更することができる。

(分割対価の交付及び割当て)

第 3 条 甲は、本件吸収分割に際して、乙に対して、株式、金銭、その他一切の対価を交付しない。

(増加する資本金及び準備金の額等)

- 第 4 条 本件吸収分割により増加する甲の資本金の額及び準備金の額等は、次のとおりとする。
 - (1)増加する資本金の額 金0円
 - (2) 増加する準備金の額等 会社計算規則の規定に従い、甲が定める。

(承継する権利義務)

第 5 条 本件権利義務は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとし、債務は甲に承継 されないものとする。

(吸収分割契約の承認)

第 6 条 甲及び乙は、本件吸収分割の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び 本件吸収分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(会社財産の善管注意義務)

第 7 条 甲及び乙は、本契約の締結後、本件吸収分割の効力が発生するまでの間、善良なる 管理者の注意をもって、それぞれの業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営を行 い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙で 協議の上、これを実行する。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第 8 条 本契約の締結の日から本件吸収分割の効力が発生するまでの間において、天災地変 その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲 乙で協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 9 条 本契約は、第6条に定める甲及び乙の適法な機関決定が得られないときは、効力を 失う。

(協議事項)

第10条 本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項があるときは、本契約 の趣旨に従って、甲乙で協議の上、これを決定する。

以上のとおりの契約を締結したので、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙が写しを保有するか、又は、本契約書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後、電子署名を施して、各自その電磁的記録を保管する。

2025年10月14日

吸収分割承継会社 (甲) 東京都港区麻布台一丁目3番1号 株式会社 SHIFT 代表取締役 丹下 大

吸収分割会社 (乙) 東京都港区麻布台一丁目3番1号 株式会社SHIFTグロース・キャピタル 代表取締役社長 小島 秀毅

承継権利義務明細表

承継する資産

株式会社 KINSHA (本店:京都市下京区室町通五条上る坂東屋町 267番) の株式の全部

以 上

事 業 報 告

令和6年8月期

自 令和 5 年 9月 1日

至 令和 6 年 8月31日

【株式会社SHIFTグロース・キャピタル】

事業報告

自 令和 5 年 9月 1日 至 令和 6 年 8月31日

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウクライナ情勢の長期化や原材料の供給不足に加えて、 グローバルでの金利調整などを背景とした円安進行などもあり、国内外における経済見通しは依然として不透明な状況が続いております。

SHIFTグループがサービスを提供するソフトウェア関連市場においては、産業界全体に変革を起こすDX(デジタル・トランスフォーメーション)という概念のもと、IT投資はますます多様化し、その重要性は高まり続けております。

こうした経営環境の中、親会社である株式会社SHIFTとの連携によるM&Aのソーシング及び実行、PMIを通じた投資先企業の企業価値向上施策の実施、独自の投資・管理基準を軸とした規律ある投資先企業の管理運営、M&A及びPMI等に関する顧問業務に取り組んでおります。

この結果、当事業年度は、売上高133千円(前年は売上高なし)、売上総利益133 千円(前年は売上総利益なし)、営業損失17,943千円(前期は営業損失25,560千円)、当期純損失18,893千円(前期は当期純損失26,510千円)となりました。

(2) 資金調達等についての状況

- ① 資金調達 該当するものはありません。
- ② 設備投資 該当するものはありません。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

当社は、令和5年9月1日に株式会社SHIFTから吸収分割により承継したバイリンガル人材紹介事業(WAHL+CASE事業)を、同日をもって吸収分割によりW&C株式会社(現:Build Plus株式会社)へ承継いたしました。

当社は、令和5年12月1日をもって、株式会社クレイトソリューションズの株式を 吸収分割により株式会社SHIFT Enterprise Consultingへ譲渡いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分 当社は、令和5年10月1日をもって、ヒューマンシステム株式会社の発行済株式の 全てを取得し、100%子会社といたしました。

(3) 直前 3事業年度の財産及び損益の状況

			第1期	第2期	第3期
[<u>X</u>	分	令和4年8月期	令和5年8月期	令和6年8月期
					(当事業年度)
売	上	高 (千円)			133
当	期 純	利 益			
$(\triangle l)$	は当期純損	失) (千円)	△8, 565	△26, 510	△18, 893
1株当	当たり当	期純利益			
(A 13	は 当 期 純 損	失) (円)	△8,565円58銭	△99円14銭	△45円46銭
総	資	産(千円)	8,086	2, 641, 925	2, 150, 881
純	資	産 (千円)	1, 434	2, 638, 923	2, 143, 889

- (注) 1. 金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2. 第1期は令和4年3月9日から令和4年8月31日までの期間となっています。

(4) 対処すべき課題

当社では、以下の事項を経営課題として重視しております。

- ① 親会社である株式会社SHIFTとの連携によるM&Aのソーシング及び実行
- ② PMIを通じた投資先企業の企業価値向上施策の実施
- ③ 独自の投資・管理基準を軸とした規律ある投資先企業の管理運営

(5) 主要な事業内容

当社は、M&Aの実行業務、投資先企業の管理運営、PMI業務、その他上記に付帯する業務を主要な事業としております

(6) 主要な拠点並びに使用人の状況

① 主要な拠点

本社 東京都 港区

② 使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
0名	-名増	-歳	-年

- (注) 1. 使用人数には、パート・アルバイトは含んでおりません。
 - 2. 平均年齢、平均勤続年数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	主要な事業内容
株式会社SHIFT	21,010千円	100.0%	ソフトウェアの品質保証、 テスト事業

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容	
株式会社シムテック	10,000千円	100.0%	・業務開発支援 ・WEB開発支援 ・ネットワーク構築支援 ・受託開発	
株式会社Build Plus	70,000千円	100.0%	• 人材紹介事業	
株式会社ヒューマンシステム	40,000千円	100.0%	・システム開発・インフラ構築・技術支援・コンサルティングサービス・WEB制作&デザイン	

(8) 主要な借入先及び借入額

該当するものはございません。

貸 借 対 照 表

(令和 6年 8月31日現在)

(単位:千円)

AI -	Δ	AI -	(<u>— — , 1 1 / 1 1 1 1 1 1 1 1</u>
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,006	流 動 負 債	6, 991
現金及び預金	10, 456	未 払 金	5, 968
未収消費税等	7, 549	未払法人税等	950
		契 約 負 債	73
固定資産	2, 132, 875		
投資その他の資産	2, 132, 875		
子会社株式	2, 132, 875		
		負 債 合 計	6, 991
		(純資産の部)	
		株主資本	2, 143, 889
		資本金	10,000
		資本剰余金	2, 187, 859
		資本準備金	2, 072, 750
		その他資本剰余金	115, 109
		利益剰余金	△53, 970
		繰越利益剰余金	△53 , 970
		純 資 産 合 計	2, 143, 889
資 産 合 計	2, 150, 881	負債・純資産合計	2, 150, 881

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書(自令和5年9月1日至令和6年8月31日)

(単位:千円)

科目	金	額
売 上 髙		133
売 上 原 価		_
売 上 総 利	益	133
販管費及び一般管理費		18, 077
営 業 利	益	△17, 943
営業業外収益		
そ の	他 0	0
経 常 利	益	△17, 943
税引前当期純利	益	△17, 943
法人税、住民税及び事業	税	950
法 人 税 等 調 整	額	_
当期純利	益	△18, 893

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 令和 5年 9月 1日 至 令和 6年 8月31日)

(単位:千円)

							(+)1/.	1 1 4/
		株	主	資	本			
		資	本	利	益			
		剰	余金	剰	余 金	自		
	資 本 金	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他 新金剰余金	己株式	株 主 資 本 合 計	純 資 産 計
前期末残高	10,000	1, 332, 000	1, 332, 000	_	△35, 076	_	2, 638, 923	2, 638, 923
当 期 変 動 額	_			_	_	_		
新株の発行	740, 750	740, 750					1, 481, 500	1, 481, 500
資本金から剰余 金 へ の 振 替	△740, 750		740, 750				_	_
吸収分割による 増 加			632, 741				632, 741	632, 741
吸収分割による減 少			△2, 590, 381				△2, 590, 381	△2, 590, 381
当期純利益	_	_	_	_	△18, 893	_	△18, 893	△18, 893
当期変動額合計	_	740, 750	△1, 216, 891	_	△18, 893		△495, 034	△495, 034
当期末残高	10,000	2, 072, 750	115, 109	_	△53, 970	_	2, 143, 889	2, 143, 889

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

【個別注記表】

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法 子会社株式および関係会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) 収益及び費用の計上基準

M&A、PMI、投資先企業の管理運営事業においては、顧客との役務提供契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供が完了する時点において、顧客が当該サービスに対する支配を獲得して充足されると判断し、提供完了時点で収益を認識しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理・・・税抜方式によっております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末 の 株 式 数
普通株式	267, 400株	148, 150	_	415,550株

3. その他の注記

該当事項はありません。

附属明細書 (計算書類関係)

(令和5年9月1日から令和6年8月31日まで)

1. 販売費及び一般管理費明細

(単位:千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	1,200	
広告宣伝費	4,400	
支払手数料	6,266	
租税公課	5,330	
その他	880	
計	18,077	

2024年10月24日

株式会社 SHIFT グロース・キャピタル 代表取締役社長 服部 太一 殿

監査役 新井 優介

監査役 谷中 直子

監査報告書の提出について

私たち監査役は、会社法第381条第1項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、2023年9月1日から2024年8月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法及びその内容

監査役は、取締役、使用人及び親会社の監査等委員会その他の者と意思疎通を図り、情報の 収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及 び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決 裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年10月24日